平成２７年（フ）第１８６号
堺市中区福田816番地１
破産者　崇建設こと　佐々木崇晴
１　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
２　一般調査期日　平成28年５月30日午前11時
平成28年３月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
北海道松前郡福島町字月崎363番地129　丸山団地60－４号室
破産者　水澤　郁夫
１　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
２　一般調査期日　平成28年６月15日午前11時
平成28年３月８日　函館地方裁判所

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４３１４号
大阪市天王寺区国分町13番８号
破産者　株式会社イージスエンジニアリング
１　期日　平成28年４月25日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０５６号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
清算株式会社　クレセント船舶株式会社
代表清算人　山口　伸人
１　決定年月日　平成28年３月７日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害権の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　関西アーバン銀行債権
１　株式会社関西アーバン銀行債権の定義
株式会社関西アーバン銀行債権とは、協定債権のうち株式会社関西アーバン銀行が有するものをいう。
２　株式会社関西アーバン銀行債権の支払い
会社が有する財産から必要な費用を控除した残額を、株式会社関西アーバン銀行に弁済する。
３　株式会社関西アーバン銀行は、上記弁済を受けた後、残債権の支払いを免除する。
第３　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、株式会社関西アーバン銀行債権以外のものをいう。
２　一般債権の免除
一般債権については、全額免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２８年（再）第８号
富山県高岡市中田中田御坊山876番地
再生債務者　御坊山観光開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所　弁護士　奥田　洋一
平成28年３月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２８年（再）第２号
茨城県鹿嶋市大字武井1877番地１
再生債務者　株式会社鹿島の杜カントリー倶楽部
１　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年５月18日から平成28年５月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第６号
東京都板橋区大谷口北町89番３号
再生債務者　マコト印刷株式会社
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年５月17日から平成28年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２７年（再）第６号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　株式会社新和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再）第７号
大阪府和泉市テクノステージ３丁目７番８号
再生債務者　株式会社秀英（旧商号秀英産業株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成28年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第２号
名古屋市中区三の丸３丁目２番１号
再生債務者　一般社団法人愛知県農林公社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年３月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３号
埼玉県入間市宮寺4213番地３　サンパティーク宮ノ台Ａ103
再生債務者　笛田　誘司
１　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月24日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月７日から平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１６４号
千葉県市川市鬼高２丁目11番12―625号
再生債務者　森川　裕史
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月８日から平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第９号
千葉県いすみ市大原1500番地46
再生債務者　野村　義仁
１　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月８日から平成28年４月22日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２８年（再イ）第１４号
千葉県市川市市川１丁目22番７－205号（メゾン市川）
再生債務者　市村　理衣
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月11日から平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第８２号
静岡県焼津市大覚寺198番地の４
再生債務者　杉澤　信昭
１　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成28年４月６日から平成28年４月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部